学校ソーシャルワークにおける課題とスーパービジョンシステム の必要性について

Issies in School Social Work and the Need for a Supervision System

大熊信成^{**} OOKUMA Nobunari

Abstract:

This study is about school social work.

School social work is to seek for the happiness of children and to ensure a good lifetime, for which.

Supervision is an essential part of school social work.

However, the supervision system in school social work has not been established yet.

School social work requires the perspective of generalist social work.

The expectations placed on SSWer to realize the "best interest of the child" are immeasurable.

キーワード:

スクールソーシャルワーク、スーパービジョン、ジェネラリスト・ソーシャルワーク

1. はじめに

現代の社会は児童にとって受難の時代といわれている。街はきれいに整備され、有り余るほどの物質に囲まれ、恵まれた環境の下に成長しているのであるが、児童の問題行動が次々に出現しているのは周知の事実である。校内暴力、家庭内暴力、いじめはその典型であり、児童の不可解な自殺、登校拒否、残虐な少年重大事件など枚挙にいとまがない。21世紀を迎え、高度な社会システムと豊かな「モノ」に囲まれた現代社会において、児童が健全に健やかに育ち人格形成することは、生活が豊かになればなるほど困難さを一層深めているようである。そして、学校現場における教員の取組は困難を極めているといっても過言ではない。

このような状況から学校現場におけるスクールソーシャルワーカー(以下 SSWer と記す)の期待が非常に高まっている。教育の現場に福祉の専門家が入ることにより、家庭環境と行政機関・社会資源を結びつけるという、教職員では対応不可の支援を行うことが期待されている。実際に SSWer によって、事態が好転した事案は数多く報告されており、SSWer の数を増加させる方向性が示されている。

しかしながら様々な課題がある。その一つは、専門性の担保であろう。先駆的な取組においては、大部分の SSWer は社会福祉士もしくは精神保健福祉士で占められていたが、近年の大々的な事業展開で人材不足となったためか、退職教員によって構成される地域が

^{**}佐野日本大学短期大学 総合キャリア教育学科 Sano Nihon University College Professor

少なくない。退職職員がふさわしくないという訳ではないが専門性が担保できているかという視点においては否と言わざるを得ない。また社会福祉士や精神保健福祉士であっても定期的にスキルアップを目的とした研修やスーパービジョンシステムが急務である。スーパービジョンシステムが急び回におけるスーパービジョンシステム(SVS)の歴史は浅く、まだまだ現場では管理的機能に重点が置かれてしまっている感は否めなく、第三者がスーパーバイザーとなるシステムが必要であろう。

二つ目は、財政支援問題である。2008(平 成20) 年度から始まった「スクールソーシャ ルワーカー活用事業 | は、次年度には国庫負 担率が全額から1/3に減額され、多くの自 治体で事業の継続が断念された。 一部の地 域においては活発な活動が報告され、一定の 効果があるものの、そうでない地域との温度 差は益々広がりをみせている。その為多くの SSWer の雇用形態の多くは非常勤であり、正 規職員のような身分の安定がない。このため、 先にも述べた通り、その専門性が軽視され、 教員の再就職ポストとなっているとすれば本 末転倒である。行政のPR不足もあってか、 SSWer の世間における認知度は高いとは言い きれず、マスメディアの活用などにより広く 一般社会の認知度を高めていかなくてはなら ないであろう。

最後に、現存するスクールカウンセラー(以下 SC と記す)とどのように棲み分けをするかという課題がある。SC は 1995 (平成7)年度から国の活用事業が始まり、神戸連続児童殺傷事件(1997(平成9)年)や大阪教育大付属池田小事件(2001(平成13)年)を機にその必要性が高まり、国も配置人数を増やしてきた。また世間的にも認知度は高いといえる。その為か SSWer の数が絶対的に不足している中で、SC がソーシャルワークを担っている状況が少なくない。SC がいるか

ら SSWer は必要ではないということの認識があるとすれば、現場においても児童においても残念な結果になるのは明らかである。現場に入った SSWer は自分たちの職務と役割を学校関係者に正しく伝え、「ソーシャルワーク」という支援方法の有効性を伝えていく必要がある。ソーシャルワークもカウンセリングも児童を支援するための手段の一つということであり、どちらが有効な手段というわけではなく、状況に応じた活用が望まれよう。周知のように、児童虐待件数はついに19万件を突破した10。アウトリーチを主流としたSSWerの活動が早急に望まれる。

筆者は現在、SSWer として実践をおこなっ ている。しかしながら、前述の通り、スクー ルソーシャルワーク(以下 SSW と記す)の 歴史は浅く、この制度は始まったばかりであ り、まるでブラックボックスの中を手探り状 態で進んでいるといっても過言でなはなく、 様々な課題に直面している。また、社会福祉 現場におけるスーパービジョンはなかなか根 付かない状況であり、現場では依然、スーパー バイザー機能の管理的機能が大きなウェイト を占めているのであるが、学校現場において は SSW におけるスーパービジョンシステム (SVS) の構築は確立しておらず、また勤務 形態も定まっていない状況で、スーパービ ジョンシステムはおろか、現場は混乱してい る状況である。このようなことから学校現場 において SSW における専門職としての価値 と倫理を考察することにより、今後の実践の あり方について論じていきたい。

なお、本研究は令和2年度佐野日本大学短期大学研究倫理審査委員会の審査を得て進められた。(承認番号第20-09号)

Ⅱ. 倫理的配慮

収集したデータは申請者の研究室の鍵のかかる机の引き出しに保管している。対象者の個人情報には十分注意を払い、特定されるこ

とのないよう配慮した。

III. スクールソーシャルワーク及びスクール ソーシャルワーカーの定義

SSW の定義については、一般社団法人日 本ソーシャルワーク教育学校連盟(旧一般社 団法人日本社会福祉士養成校協会)の「社会 福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格 有資格者を基盤とした スクール (学校) ソー シャルワーク教育課程認定事業に関する規 程 | によると、「スクール(学校)ソーシャ ルワーク」とは、学校教育法第1条で定める 学校のうち原則として18歳未満の児童・生 徒を対象とした学校、同法で定める学校に関 する 施設・機関等、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律で定める教育委員会等、 その他教 育基本法及び地方公共団体の条例 等で定める学校教育に関する施設・機関・組 織その他の施設・機関等(以下、「学校現場等」 という。) において、学校及び日常での生活 を営む上で課題の解決を要する児童・生徒と その家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・ 社会・制度等を対象としたソーシャルワーク の業務を行うことをいう。スクール(学校) ソーシャルワークの基本は、児童・生徒の発 達権・学習権を保障し、貧困の連鎖、社会的 排除を是正し、一人ひとりの発達の可能性を 信頼し、多様な社会生活の場において、とり わけ学校生活を充実させ、児童生徒とその家 庭の自己実現を図るために、人と環境の関わ りに介入して支援を行う営みである、となっ ている。また SSWer については明確な定義 がいまだ確立していない状況ではあるが、前 述の規程によると、「この規程において、『ス クール(学校)ソーシャルワーカー』とは、 前項に規定する業務を行う者をいう」となっ ている。また神奈川県教育委員会では、 SSWer について「スクールソーシャルワー カーは教育の分野に加え、社会福祉に関する 専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱 えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材」としている。

SSWer の配置方式については派遣方式と拠点校配置方式の二通りの配置がある。派遣方式は、各教育事務所に配置されたす SSWer と教育局に配置された SSWer スーパーバイザーが市町村の教育委員会を通して要請のあった学校に対応をする方式である。拠点校配置方式は、各教育事務所に配置された SSWer が、重点対応地域を中心に対応し、SSWer だけでは対応が困難な事例については、SV が SSWer に指導助言を行っている。

IV. スクールソーシャルワーカーの活動の実際

次に筆者の勤務する佐野日本大学短期大学 がある佐野市の取り組みについて紹介する。 〜栃木県佐野市におけるスクールソーシャル ワークの現状〜

佐野市教育委員会の組織構成(平成29年度)

教育委員……委員長1名、委員長職務代 行者1名、委員2名、教育長1名 課の構成……学校教育課長、学務係、教 職員係、指導係

- ・所在する学校数
 - 市立小学校……27 校
 - 市立中学校………9校 県立高等学校……4校
 - 県立局寺字校……4 校
 - 私立高等学校……4 校 教育センター……1 機関
 - 給食センター……2機関
- スクールソーシャルワーカー配置の有無 ……あり
- -佐野市ホームページより-

教育分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つ、スクールソーシャルワーカーを、常勤で配置し、学校

と家庭・関係機関を結んで、問題を抱え た児童生徒に対し、多様な支援方法が行 えるように取り組んでいます。地方自治 体における常勤での設置は、全国でもほ とんど例がありません。

栃木県について以下に記す。

~栃木県教育委員会(平成28年度)~

- 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について
- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
 - ・貧困など福祉的支援が必要な家庭に対し、福祉部局等と連携して、関係機関に働きかけながら支援のためのネットワークを構築するなど、家庭支援体制づくりに向けた取組を行う。
 - ・学校の努力にもかかわらず解決が困難な 問題を抱えている学校に対して、県教育 委員会、専門家、市町教育委員会が協力 して、保健福祉部局などの関係機関、地 域の人材と連携を図りながら問題の解決 に向けた学校支援を行う。

(2)配置・採用計画上の工夫

各教育事務所 (7カ所) に1~2名を配置し、福祉部局との連携や児童・生徒、保護者への支援等、それぞれの専門性に応じて県内全域の学校に幅広く関わることができるようにした。また、児童・生徒の問題行動や不登校等の背景には、家庭の貧困問題があるケースも多くあることから、3名の健全育成担当スクールソーシャルワーカー7名の福祉的支援担当スクールソーシャルワーカーが協力して貧困対策に取り組めるようにした。

- (3)配置人数・資格・勤務形態
 - 配置人数:10 名
 - · 資格等:社会福祉士、精神保健福祉士、 看護師、保健師、保護司、保育士、特別 支援教育士、認定心理士、教員免許、養 護教諭免許、県福祉部局 OB、県警 OB

勤務形態:1日当たり6時間、年間勤務日数105日

(4)「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

「栃木県スクールソーシャルワーカー取扱要綱(事業の目的、事業の内容、スクールソーシャルワーカーの主な業務、予算等)」に準じて、各教育事務所が地区の実情に応じた活動方針を策定し、文書や学校訪問、市町教育委員会主催の生徒指導担当者連絡会議等において周知している。

- 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向 上に向けた研修体制について
- (1)研修対象
 - ・全スクールソーシャルワーカー、各教育 事務所担当指導主事等
- (2)研修回数(頻度)
 - 研修会1回、連絡会議3回
- (3)研修内容
 - ・研修会:有識者を招いての講話及び班別 研修
 - ・連絡会議:事例研究、市町教育委員会や 学校との連携の在り方等についての情報 交換
- (4)特に効果のあった研修内容
 - ・スクールソーシャルワーカーの介入により、学校が福祉部局及び警察との連携を 図りながら対応した事例に関する協議
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用 方法
- ○スーパーバイザーの設置:有

○活用方法:対応策の決定や対応に困った場合などに、スーパーバイザーである弁護士や精神科医からの助言を受ける。

- (6)課題
 - ・多様な事例に対して適切に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの資質 向上に向けて研修内容を充実させる。
- 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事

例

【事例1】家庭環境の影響を受け、学校不適応になっている児童生徒への対応に向けた活用事例(貧困対策、不登校)

両親が病弱のため働くことができず生活保護 を受けており、家の中はゴミが散乱している 状況であった。3人の子ども(小・中・特別 支援学校) は、卒業後の就労意欲がなかった り、不登校になっていたりしていた。学校か らの要請を受け、スクールソーシャルワー カーが中心となり、学校関係者、市教育委員 会、市福祉部局、教育事務所が出席するケー ス会議を開催した。ケース会議では、市営住 宅等への転居、父親と長男への就労・生活支 援、不登校解消に向けたスクールカウンセ ラーとの連携や校内相談体制の再構築等、各 関係機関が家庭環境の改善や今後の支援策等 について、意見交換や役割分担を行うととも に、市福祉部局とスクールソーシャルワー カーが連携しながら家庭支援を継続すること を確認することができた。

【事例 2】クラスで孤立しがちな高機能自閉 症の生徒への対応に向けた活用事例(その他) 学校から、入浴や着替え等の身だしなみを整 えることができない生徒に対する支援と卒業 後の相談窓口の紹介について要請があり、ス クールソーシャルワーカーが本人と面談を 行った。面談を通じて、スクールソーシャル ワーカーは、本人が友だちができないことに ついて悩んでいることを把握するとともに、 基本的な生活習慣が身につかないのは発達障 害の影響であることに気がついた。スクール ソーシャルワーカーは、市福祉部局や医療機 関から得た情報を学校や保護者に情報提供す るとともに、保護者に通院を勧めた。その結 果、本人は幼少期に通院していた専門医の診 察を受けることができた。また、市スクール ソーシャルワーカーの協力を得て、入浴指導 を行ってくれる NPO 法人を紹介した。さら に、スクールソーシャルワーカーは、本人に

対する進路指導に際し配慮すべき点等について担任、養護教諭と確認し、また、保護者の希望も踏まえながら、精神障害者保健福祉手帳の取得を行い、障害者枠での就職につなげることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業 の成果

• 対応回数:延べ815回

(内訳)学校訪問:493回(計画訪問、 要請訪問において、個別事案や指導体制 への助言、児童生徒の観察支援、保護者 の相談対応等)

ケース会議:37回(学校、関係機関が 開催するケース会議への出席)

家庭訪問:108回

関係機関訪問:61回(市町教委、適応 指導教室、病院、警察等学校以外の施設 等への訪問)

電話来所相談:114回(電話相談、来所相談への対応、電話での関係機関との情報共有等)

研修会講師:2回(学校等が開催する研修会の講師)

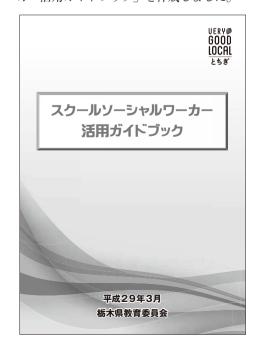
- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」を作成・配布したり、各種研修会等においてスクールソーシャルワーカーの活用について普及啓発に努めたりしているため、学校、市町教育委員会、関係機関等は積極的にスクールソーシャルワーカーを活用している。
- ・スクールソーシャルワーカーの介入により、学校と市町福祉部局等関係機関が、 共通理解を図り協力して児童生徒、保護 者の支援に取り組むことができるように なった。

(2) 今後の課題

・スクールソーシャルワーカーが、多様化、 重篤化するケースに対してより迅速かつ 適切に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの勤務条件の改善や人材確保が必要である。

「スクールソーシャルワーカー活用ガイド ブック」について

昨今の児童・生徒指導上の諸問題は複雑化・ 多様化し、その背景には、様々な悩みや不 安など児童生徒の心の問題とともに、家庭 や地域社会の教育力の低下など児童生徒の 置かれた環境に課題が見られることが多く、 学校だけでは解決が困難なケースが増加し ています。そのため、問題の解決には、関 係機関等と積極的に連携し対応していくこ とが必要となってきています。栃木県教育 委員会では、平成20年度からスクールソー シャルワーカーを教育事務所に配置し、そ の活用等について周知に努めてきたところ ですが、さらに、スクールソーシャルワー カーの活用を促進し、これまで以上に、関 係機関等と連携・協力する体制を整備し、 学校の機能を強化していくことが重要であ ると考え、この度、「スクールソーシャルワー カー活用ガイドブック」を作成しました。



以上、簡単に活動事例を紹介したが、いまだ 多くの都道府県がそうであるように、勤務形態自体が不安定であり、多くの自治体が非常勤の勤務形態で年度更新という形態である。また拠点校型と配置型のスクールソーシャルワーカーを管轄する部署の違いからスーパービジョンの実施体制やスクールソーシャルワーク研修会を行う機会が多くなく都道府県と市町村との連携がとりにくいこと挙げられる。このようなことから、佐野市のように教育分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つ、スクールソーシャルワーカーを、常勤で配置しているのは全国的に見ても注目に値するといっても過言ではないであろう。

V. スクールソーシャルワークにおけるジェネラリスト・ソーシャルワーク的視座

社会福祉専門職は、ソーシャルワーカーと 呼ばれ、そのような生活問題の解決の促進を 図る専門職である。国際ソーシャルワーカー 連盟は(IFSW)はソーシャルワークを「ソー シャルワーク専門職は、人間の福利(ウエル ビーイング) の増進を目指して、社会の変革 を進め、人間関係における問題解決を図り、 人々のエンパワーメントと開放を促してい く。ソーシャルワークは、人間の行動と社会 システムに関する理論を利用して、人々がそ の環境と相互に影響し合う接点に介入する。 人権と社会正義の原理は、ソーシャルワーク が拠り所とする基盤である」と定義している。 すなわち、ソーシャルワーカーは社会福祉専 門職として専門的な知識と技術、そしてそれ を支える価値を必要とする者であるといえる だろう。

ソーシャルワークの対象は、社会生活を送るうえでの困難な状況にある人であるが、その生活主体者であり問題を抱える当事者を、ソーシャルワーカーがどのように位置づけ、援助を行っていくかもまた重要となる。

近年では、統合されたジェネリックなソー

シャルワークが強調されている。ジェネラリストの立場によれば、ソーシャルワークの援助の対象者においても、高齢者、障害者、児童、女性など、いわゆる社会福祉を規定する法律などに基づいて対象を区分し、専門分化した援助を行うのではなく、地域で生活する人々の個別のニーズとともに地域全体のニーズをとらえ、それに対応した援助の展開が不可欠となっている。²⁾

佐藤豊道はジェネラリスト・ソーシャル ワークを「ジェネラリスト・ソーシャルワー クは、社会福祉サービスを提供する過程で共 通基盤としての基本的枠組み(4つの総体〈価 値・知識・技能・能力〉と10のP〈人間、 問題、人間:環境:時間:空間、専門職ワー カー、場所、専門職団体、エコ・システム視 座、ソーシャルワークの目的、実践理論・実 践モデル・実践アプローチ、ソーシャルワー ク過程〉)を中心として、専門職者としての ジェネラリストが、社会生活を送るうえで何 らかの生活課題(life task)に直面している 人(福祉サービス利用者=クライエント)と 共に、「人間:環境:時間:空間の交互作用| を促進することにより、利用者の社会生活機 能を支援する過程の総体をいう」3)と定義 している。ジェネラリスト・ソーシャルワー クの基本的枠組みとしての4つの総体とは、 ソーシャルワーカーが体得していることを期 待されているものである。つまり、ソーシャ ルワーカーにとっては、利用者の生活の改善・ 回復のために、ソーシャルワーカーと利用者 が現実の生活を全体的にとらえる努力を行 い、利用者自らが社会福祉サービスなどを利 用し、自身の対活を改善・回復していく自助 を支援していくことが重要である。⁴⁾

わが国では、1970年代までには、福祉は制度としては完備されてきた。男性中心の安定した雇用が確保され、その収入が家族構成員に行き渡っていき、社会の進展とともに家族の生産性は減少するも、消費は増大して

いった。「年功給与制」による家族賃金と終 身雇用という雇用保障に力点を置いた生活保 障は、結果として社会民主主義レジーム諸国 と同様の低失業率を実現してきたといえる。 しかしその一方で、専業主婦によって家族内 で福祉を充足してきたため、社会サービスや 個人サービスが拡大せず、少子化は進展し、 その反面、高齢化率は高くなり、家族給付が 少なかった結果、高齢者向けの社会保障給付 が多くなっていった。「会社人間」と「専業 主婦」という性別役割分業の点において家族 主義の傾向が強く、保守主義レジームの要素 を持っている。また、日本は医療給付がアメ リカや英国とほぼ同規模で、子育て支援など の給付水準がヨーロッパ諸国をかなり下回っ ており、全体として見れば社会保障給付の支 出の規模が小さい点で、自由主義レジームの 要素も持っている。さらに、日本は社会保障 制度の設計および適用が主に正規雇用を前提 にしており、非正規雇用の労働者が労働市場 から離れた場合の制度的支援が弱く、ワーキ ングプアの問題を生み出している。近年、経 済のグローバル化が進む中で、2008(平成 20) 年にはリーマンショックが生じ、世界同 時不況となり、現在、日本は先の見えない不 況のトンネルをさまよっているといっても過 言ではない。このような状況では、従来の雇 用形態は音を立てて崩れ、「終身雇用」「年功 給与制」は一変し、必要に応じて採用するこ とができる、パート、アルバイト、派遣社員 のような非正規の雇用形態が常態化する。就 職氷河期は職に就けないフリーターやニート を生み出し、加えてリストラや企業倒産は大 きな社会問題となり、われわれの生活に重く のしかかってくる。非正規雇用の労働者はま すます増加し、特にその傾向は若年層の割合 が高く、給与格差はますます開くばかりで、 働いていても給与が低く、生活ができない状 況を生み出している。エスピン-アンデルセ ンは、日本の現状の福祉システムは、自由主

義レジームと保守主義レジーム双方の主要要 素を均等に組み合わせているが、いまだ発展 途上であるといっている。日本の社会状況は、 戦後から一転して、国民の生活水準も高くな り、それに加えて、高齢社会の到来、家族形 態の変化、女性の高学歴化および社会進出、 そして少子化傾向など国民の抱える問題は複 雑化、多様化するようになった。ニーズも経 済的なニーズだけではなく生活の質の向上を 求める傾向が強くなってきた。社会保障につ いても、従来の最低生活の保障だけではなく、 従前の生活を維持できるような社会保障を求 める傾向も強くなってきた。このようなこと から、現代社会における社会福祉は、もはや 一般市民の日常生活を支える重要な仕組みの 一部となっている。

労働力調査(詳細集計)2020(令和2)年 4~6月期平均結果によると、2020(令和2) 年平均の雇用者(役員を除く)5,579万人の うち、正規の職員・従業員は3,543万人と、 1年前に比べ30万人増加しており、3期連続 の増加となっている。これに対し、非正規の 職員・従業員は 2,036 万人と、88 万人減少し ており、2期連続の減少となっている。非正 規の職員・従業員数の全雇用者に占める割合 は、36.5%となり2期連続で低下を示すこと になった。しかしながら、令和2年平均の失 業者は214万人のうち、失業期間が1年以上 の失業者は55万人と、1年前に比べ4万人 増加している。失業期間が「3ヵ月未満」の 者は93万人と、10万人の増加である。離職 した失業者は139万人と、1年前に比べ18 万人の増加であり、これを前職の離職理由別 にみると、「会社倒産・事業所閉鎖のため」 とした者は14万人で、6万人の増加。「事業 不振や先行き不安のため」とした者は9万人 と、4万人の増加をしている。就業非希望者 (就業を希望していない者)は3.810万人と、 68万人の増加を示している。わが国は現在、 新型コロナウイルスの影響を受け、就業を希

望していない者は今後ますます増加すること が懸念される。非正規の職員・従業員は2.036 万人と、88万人減少しており、2期連続の減 少となっているが、これを2010(平成22) 年のものと比べると、非正規の職員・従業員 は1,755万人であったので、10年前に比べ確 実に増加していることになる。就業時間が週 35 時間未満に減少した人が急拡大している ことはコロナウイルスの影響を大きく受けて いることは明らかであり、また働き方改革の 残業削減はメリットもあるが、現時点では家 計を圧迫しており、大学などの学費の支払い ができなくなり、退学を余儀なくされるケー スなども出てきている。コロナの終息はまだ 見えず、長期化が予想される中において、今 までにない大規模な支援策と思い切った政策 が期待されている。人類はコロナとどう闘い、 そしてどう共存していくのか。いまこの状況 の中、人間の悪い部分がコロナによってあぶ りだされている気がしてならない。どのよう な状況になっても人間の尊厳を忘れてはなら ないであろう。

このような状況から筆者にも各学校から相談が寄せられている。その多くは多問題家族のケースであり、児童・生徒本人はもちろんのこと、本来であれば児童・生徒本人を支える家族が多くの問題を抱えている状況を垣間見ることができる。コロナとの関連性は今後の分析が必要であるが、先の見えないこの状況は人々に多くの不安やストレスなどを与えている。スクールソーシャルワーカーのアウトリーチによる早期介入とチーム学校としての多職種との連携が必要不可欠であるのは火を見るより明らかであろう。

VI. スーパービジョンシステムの必要性と 今後の課題

スーパービジョンとは、熟練ワーカーが未 熟練ワーカーの職務遂行能力を向上させるた めに、管理的機能、教育的機能、支持的機能 を果たして、個別的、集団的に助言指導や教育訓練を行うことである。「ワーカーークライエント」と同様のメカニズムであり、スーパーバイザーは側面的支援者として機能する。互いに影響しあう相互関係があり、管理的機能、教育的機能、支持的機能はそのどれもが重要なものである。

Kadushin (1976) はスーパービジョンの機 能を、①管理的機能、②教育的機能、③支持 的機能の3つに分類し、「管理的スーパービ ジョンの主要な問題は、機関の政策や手続き の正確で、効果的で、かつ適切な実行に関係 がある。つまり、その究極の目標は、政策と 手続きの順守を保障することである。教育的 スーパービジョンの主要な問題は、仕事をす る上で要求される知識、態度、技術に関して、 ワーカーの無知や不適正にある。その究極の 目標は、無知をなくし、技能を向上させるこ とにある。支持的スーパービジョンの主要な 課題は、ワーカーのモラールや職業上の満足 にある。その究極の目標は、モラールを向上 させ、職業上の満足を充足することにあ る」⁵⁾。と定義しているが、社会福祉の現 場においては、職場内・職場外では、どうし ても管理的スーパービジョンに焦点が当てら れてしまいがちであり、また教育機関におい ては、教育的スーパービジョンに重点がおか れる傾向があり、それらが個別的におこなわ れることはほとんどない状況である。それは わが国にスーパービジョンが導入されたとき に生じた誤解も少なからずあるのであろう。 戦後、わが国にケースワーカーが配置された のは福祉事務所であり、そこには査察指導員 が置かれることになる。この査察指導員が スーパーバイザーの邦訳になるのだが、収支 認定業務が主である福祉事務所において、査 察指導員は行政組織の中での指導監督や管理 的立場機能ばかりが強調されてしまいがちで あり、本来的なスーパービジョンの役割が十 分に発揮できなく、管理的な側面が強くなっ

てしまったことの影響が少なからずあるのであろう。いずれにしても現任訓練や新人研修、また演習という形で行われており、これらの場合、知識・理論にどうしても偏ってしまう傾向にあるといえる。しかしながら、個人スーパービジョンも集団スーパービジョンも、その目的はワーカーを教育・訓練し、利用者によりよいサービスを提供するという点では共通しているといえよう。

スーパービジョンのプロセスについて、ワーカーのとるべき基本的態度の原則を踏まえると、バイジーのレベルを十分尊重しつつ、肯定的、支持的に働きかけながら、時には自己覚知を促進してバイジーが主体的に問題を解決できる能力を育成していかなければならない。その方法としては、個人スーパービジョン、グループ・スーパービジョンおよびチームスーパービジョンがある。

さて、スクールソーシャルワークにおける スーパービジョンの在り方は何であろうか。 前述のとおり、スクールソーシャルワーク(以 下 SSW と記す)は大阪において 2005(平成 17) 年に先駆的に始まり、2008(平成20) 年から国の事業となり10年ほどが経過した のであるが、ブラックボックスの中を手探り で歩いている状況がないといえば否を言わざ るを得ない。それは現場である学校には福祉 の視点が導入されてはおらず、さらに SSW のシステムが構築していなくスクールソー シャルワーカー(以下 SSWer と記す)が最 大限の能力を発揮できてはいない。例えば、 学校・福祉機関への代弁・通訳機能や、法律 や制度を使って子ども・保護者の介入という 日々の積み重ねのソーシャルワーク活動がで きない状況であり専門性が担保しにくい状況 である。また現存するスクールカウンセラー (以下 SC と記す) とどのように棲み分けを するかという課題もある。SC は 1995(平成 7) 年度から国の活用事業が始まり、神戸連続児童 殺傷事件(1997(平成9)年)や大阪教育大

付属池田小事件(2001年)を機にその必要 性が高まり、国も配置人数を増やしてきた。 また世間的にも認知度は高いといえる。その 為か SSWer の数が絶対的に不足している中 で、SCがソーシャルワークを担っている状 況が少なくない。どちらが劣っているか優れ ているかではなく、ソーシャルワークもカウ ンセリングも子どもを支援するための手段の 一つということであり「SSW」という支援 方法の有効性を伝えていく必要がある。決し て切り分けやバトンタッチではなく「チーム 学校」としてどのようにコラボレーションして いくか、校長のリーダーシップのもと、組織 としてどのように整備し、体制を作り上げて いくかを SSWer は自分たちの職務と役割を 学校関係者に正しく伝えなくてはならない。 そのような中、2017 (平成29) 年の学校教 育法施行規則において、「スクールカウンセ ラーは、小学校における児童の心理に関する 支援に従事する(第65条の2)、「スクール ソーシャルワーカーは、小学校における児童 の福祉に関する支援に従事する(第65条の 3) | とそれぞれの職務を規定し、SSWer は学 校の職員であることを明確化したことは注目 に値するといっても過言ではないだろう。ま た国は、ニッポン一億総活躍プランとして、 2019 (平成31) 年度までに原則としてスクー ルソーシャルワーカーを全中学校区に配置す ることとし、SSWer を 2015 (平成 27) 年度 の 2,247 人から 2019 (平成 31) 年度の 10,000 人へと5年で4倍化する数値目標も示された のであるが、その後、これの具体化はほとん ど進んでいない。益々今後に期待できるので あるが、具体化の目途が立っていないことや、 現段階では自治体間での温度差があるのは否 めなく、より広く一般社会の認知度を高めて いかなくてはならないであろう。

また SSW 領域の特徴は相談機関ではなく 教育機関であり、さらに義務教育であり申請 主義ではないという特徴がある。対象クライ

エントは発達段階である「子ども」であり、 環境の影響が非常に大きい。SSWer はどのよ うに子どもの支援ニーズを拾っていくか、教 育と福祉の狭間の中で、役割分担ではなく、 お互いに協同して、子どもの支援ニーズを引 き出していくかが問われている。学校の中の 問題は教育上の問題であり、それは福祉上の 問題である。アウトリーチを主流とした SSWer の関わりは子どもの状況を早期に発見 し、早期に対応していくことで、子どもの状 況が悪化していくことを予防できることを伝 えなくてはならないであろう。そのためには スーパーバイザーの存在が必要不可欠であ り、バイザーは各学校に SSWer の役割など を明確に伝えなくてはならない。ややもする と SSWer は学校という職場で孤立しがちで あり、その資質や経験に違いがあり、児童生 徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたる ことからバーンアウトが発生しやすい。バー ンアウトが発生する要因は、その個人の性格 的な部分に依るものや、組織における作業環 境や管理体制、あるいは役割関係等の状況的 なものに依るケースなどさまざまである。避 けることのできない課題であるかもしれない が、そのような事態の軽減や防止のためには、 SSWer 自身もバーンアウトについて深く理解 することが重要であり、同時に個々の SSWer を支える組織的なスーパービジョンシステム (SVS)の確立が急務であろう。バイザーは学 校という組織を良く知る必要があり、「教育 現場で"福祉"のスーパービジョンをする」 ということについて学校や教育委員会に働き かけをしていく必要がある。先の記述のよう に、それこそスーパービジョンの形態は重要 であり、学校の先生に対して何故 SSWer が 学校現場において必要なのかを明確に伝える ことのできる良い機会でもある。先を見据え た実践が必要である。プログラムは決して与 えられるものではなく、クリエイトするとい うことを余すことなくバイザーはバイジーに

伝えていく必要がある。子どもの視点で「子 どもの最善の利益」を実現する SSWer に担 われている期待は計り知れない。

引用参考文献

- 1) 全国の児童相談所(児相)が2019年度 に対応した18歳未満の子どもへの虐待件 数の速報値は19万3780件と、過去最多だっ た。2020年11月18日 朝日新聞
- 2) 相沢譲治監修、津田耕一編集『ソーシャルワークの理論と方法 I』、(株)みらい、2010 年、22 頁
- 3) 佐藤豊道著『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究』、川嶋書店、2001 年、227 頁
- 4) 井村圭壮、相沢譲治編著『社会福祉の成立と課題』、勁草書房、2015年、40頁
- 5) 黒川昭登著『スーパービジョンの理論と 実際』岩崎学術出版社、1992年、13頁
- ・日本スクールソーシャルワーク協会(2005) 「スクールソーシャルワークの展開 20人 の活動報告」学苑社
- Supervision in Social Work Alfred Kadushin (1976)
- ・社団法人日本社会福祉士養成校協会=監修 『スクール(学校)ソーシャルワーク論』、 中央法規出版、2012 年
- ・『平成30年度スクールソーシャルワーカー 活用事例集』、文部科学省初等中等教育局 児童生徒課、令和元年9月